

マイナンバーカードが保険証を用いるシステムが2021年春には稼働へ

～失効保険証による過誤請求の防止や薬剤情報の閲覧などが可能に～

医療機関・薬局の窓口等において、患者の医療保険の被保険者資格をオンラインで確認するシステムの稼働に向けた取り組みが進められています。厚生労働省が示した2019年1月時点での見通しによると、間もなくオンライン資格確認機能の構築に取り掛かり、運用テストやデータ登録などを経て、2021年3月をめどにマイナンバーカードによる資格確認を開始。2021年度当初には、被保険者証(保険証)によるオンライン資格確認もスタートさせる計画です。

新たな保険証は個人単位化、 現行仕様でもオンライン確認を可能に

医療保険のオンライン資格確認は、2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」に掲げられており、2020年度の運用開始を目指すものとされていました。

厚生労働省が社会保障審議会医療保険部会などで示したオンライン資格確認の導入計画によると、マイナンバーカードをアクセスキーにする方法とともに、保険証でもオンライン確認を行える仕組みにしています。

保険証については、現行の券面の世帯単位番号に、個人を識別するための2桁の枝番号が追加され

個人単位化された保険証の様式イメージ

2桁の番号を追加

本人(被保険者)	2020年〇月〇日交付
△△△△保険組合	
被保険者証	記号 1234 番号 1234567 01
氏名	番号 花子
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女
資格取得年月日	平成25年4月1日
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇
保険者番号	88888888
名称	△△△△保険組合

(厚生労働省資料に基づいて作成)

た様式に見直す予定で、2021年4月ごろから、新規発行の保険証は2桁の枝番号が追加されたものになる見込みです。同5月ごろから、保険証によるオンライン資格確認を開始する予定とされています。

また、2021年10月ごろには、2桁の番号を付してレセプト請求を開始する、といったスケジュールも想定されています。

後期高齢者医療制度の対象者の場合は、保険証の変更はありません(現行も個人単位)。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認は、保険証による方法に先駆け、2021年3月ごろからの開始が予定されています。

支払基金・国保中央会が被保険者の 資格情報を一元的に管理

厚生労働省が示したイメージによると、オンライン資格確認システムは、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会が資格情報の管理を担い、医療機関と薬局からの照会・確認に対応する仕組みです。

支払基金と国保中央会が、保険者から登録された被保険者の一部負担割合等を含む資格情報を一元的に管理するもので、個人単位の被保険者番号と資格情報とを1対1で対応させ、保険者をまたがって管理します。

医療機関・薬局は、保険証の券面情報を コンピューター入力し有効資格を確認

医療機関と薬局は、2桁番号を含め保険証の券面に記載された情報をコンピューター入力すると、被保険者の有効な資格情報が得られます。また、2桁番号が付いていない発行済みの保険証でも、記号・番号、生年月日から資格情報を特定して表示できるようにしています。

資格が喪失している場合は、旧資格情報とともに資格が喪失している旨が表示されます。この場合、新しい保険証の提出を求めた上で、改めて資格確認の入力作業を行うことになります。

マイナンバーカードによる受診の場合は、カードのICチップをカードリーダーで読み取ると、患者の資格情報が画面に表示されます。マイナンバーカードでの資格確認に対応する医療機関・薬局を利用する患者は、保険証を持参する必要はなく、マイナンバーカードのみで受診等が可能になるとされています。

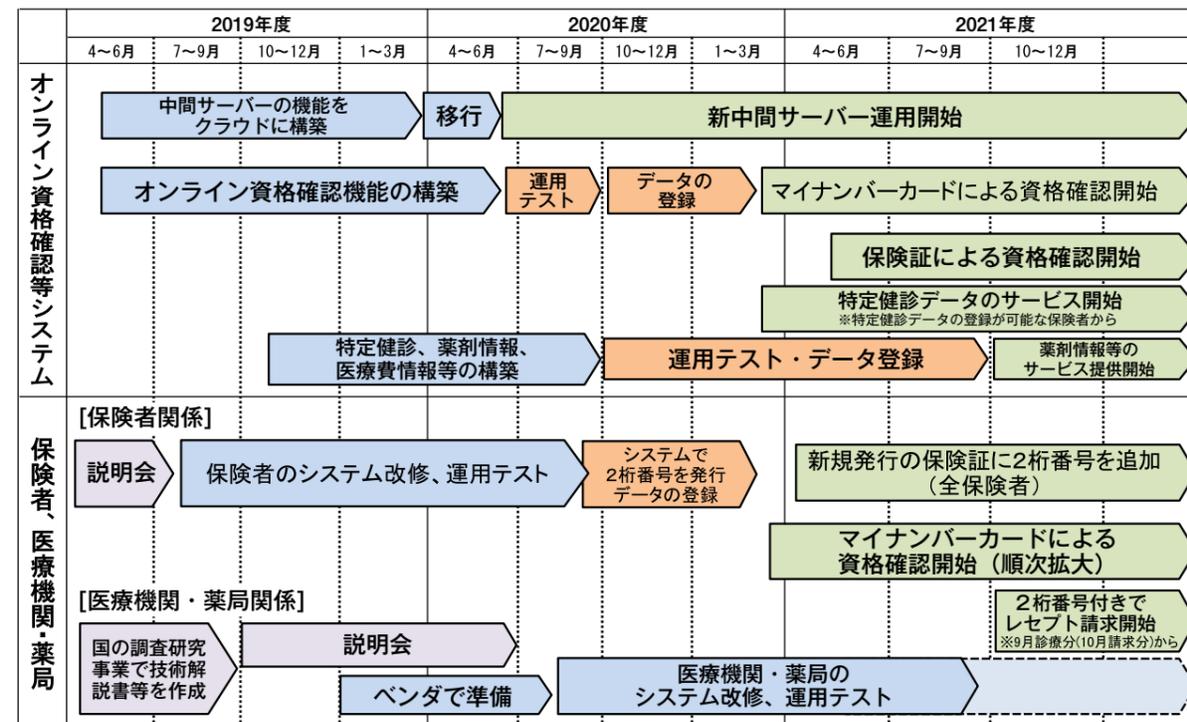
さらに、オンライン資格確認と併せ、患者の特定健診データ、薬剤情報を、医療機関・薬局において本人同意の下で閲覧できるようにする計画です。

有効資格の情報表示パターン案 (イメージ)

被保険者証情報 (2018/10/25 時点の資格)			
【資格情報】			
保険者番号	01234567	保険者名	〇〇健保
記号	4321	番号	1234567
シカク	イ	枝番	01
氏名	資格	一郎	
生年月日	昭和50年10月11日		
性別	男		
資格取得年月日	平成30年7月12日		
資格喪失年月日	—		
【限度額適用認定証情報】			
交付年月日	平成30年10月1日		
発効年月日	平成30年10月1日		
有効期限	平成31年4月30日		
適用区分	イ		

(厚生労働省資料に基づいて作成)

医療保険のオンライン資格確認等のシステム導入スケジュール (2019年1月時点のイメージ)



(厚生労働省資料に基づいて作成)

**薬剤情報等を閲覧できる仕組みも
2021年度の運用開始を目指す**

医療機関・薬局において、患者の特定健診データと薬剤情報を閲覧できるシステムも、2021年度の運用開始が予定されています。

薬剤情報等は、医療機関・薬局が患者本人に代わって支払基金・国保中央会に照会する仕組みで、問診票の記載などの際に、本人から委任を受けるといった考え方に基づくこととされています。薬剤情報は、レセプト情報から抽出されます。

また、患者本人は、政府が運営しているオンラインサービスで、行政機関などが保有する自己の情報の確認などが行えるシステムである「マイナポータル」を通じ、自分の特定健診データ、薬剤情報のほか、医療費情報が閲覧できます。医療費情報は、医療費通知で提供されている療養を受けた月日や医療機関等の名称、支払った医療費額などのほか、保険者の費用負担額や公費の負担額等も対象になる予定です。

こうした情報提供は、個人の健康状態や服薬履歴などを把握し、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR(Personal Health Record)サービスの一環でもあります。

**オンライン資格確認によって、
過誤請求などに係る負担を解消**

オンライン資格確認の導入によって、保険の資格喪失後の受診に伴う保険者・医療機関等での請求確認等の事務コストが解消されるものと期待されています。

厚生労働省によると、保険の資格過誤に起因する保険者の事務負担は年間約30億円で、医療機関

等の事務負担も年間約50億円と試算されます。2016年度に支払基金に請求されたレセプトのうち、資格過誤によって返戻されたレセプトは147万6千件(384億7千万円)というデータも示されています。

また、高額療養費制度に係る限度額適用認定証等の発行業務の削減効果も挙げられています。現在、保険者が発行している高額療養費の限度額適用認定証や高齢受給者証等の各種証類をデータ化し、資格確認システムに集約化することで、保険者における発行業務等を削減できるというものです。

限度額適用認定証は、医療機関等の窓口での支払いを高額療養費の自己負担限度額にとどめるために必要な認定証で、高齢受給者証は、70～74歳で一部負担割合が2割または1割になる者に発行されています。

さらに、保健医療データの分析の向上にもつながると期待されています。NDB(ナショナルデータベース)と介護データベースの情報連結など、個人単位の被保険者番号の活用によって、データを匿名化した上で、より確実な突合が可能になるとされています。

**医療機関・薬局のシステム整備・改修を
補助するための基金創設を計画**

オンライン資格確認の導入に向け、医療機関と薬局におけるシステム整備・改修などの費用を補助するため、基金が創設される予定です。「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の一部改正し、医療情報化支援基金を創設する計画で、厚生労働省は2019年度予算案に300億円を計上していました。

医療情報化支援基金は、国が交付要綱の作成などを行い、レセプトオンライン化設備整備事業の実績

がある社会保険診療報酬支払基金を通じて申請・交付される仕組みが挙げられています。基金を創設するための改正法は、2019年10月1日の施行を目指しています。

基金は、オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援(初期導入経費の補助)のほか、電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等の導入も交付の対象となる予定です。電子カルテについては、国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能なシステム等を導入する医療機関の初期導入経費を補助するとされ

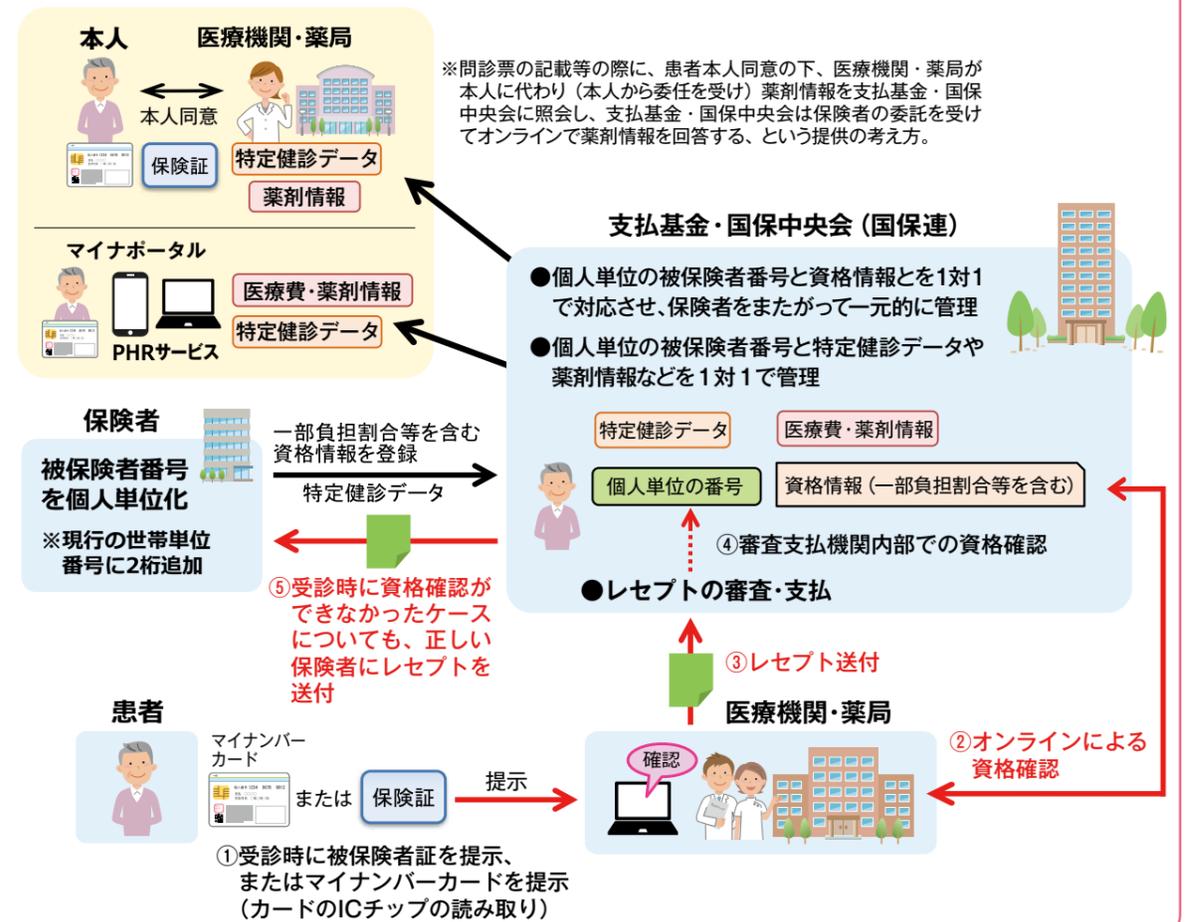
ています。

**オンライン資格確認の導入に必要な
法改正も行われる**

また、オンライン資格確認の導入を図るための法改正も併せて行われます。同資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する、といった内容です。

オンライン資格確認および医療費、薬剤情報等の照会・提供サービスのイメージ

特定健診データ、医療費、薬剤情報等の照会・提供サービス



※マイナンバーカードの資格確認対応の医療機関・薬局では、保険者が変わっても、マイナンバーカードのみで受診等が可能(保険証の持参は不要)。
※オンライン資格確認を実施しない医療機関・薬局の場合、現在の事務手続き等が変わるということはない。

(厚生労働省資料に基づいて作成)

マイナンバーカードの交付率は約12%

総務省のまとめによると、マイナンバーカードの全国の交付状況は、2018年12月1日現在、1,564万2,405枚で、同年1月1日現在の全国人口との対比による交付枚数率は12.2%でした。1年前の2017年12月1日現在の同交付枚数率は10.2%で、1年間で

2ポイント増という状況です。2018年12月1日現在の都道府県別の交付枚数率は、宮崎16.7%、東京16.1%、神奈川15.6%、奈良14.4%などの順に高く、低いのは、高知7.2%、福井8.1%、山形・新潟8.7%などとなっていました。